

# 誓 約 書

この度、小田原市\_\_\_\_\_地内において工事用給水装置工事（給水栓を1栓設ける工事）を申込みますが、建築計画が確定次第、必ず工事着手前に小田原市指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事の申込みを行い、施行承認を受けます。

なお、給水装置工事の施行承認を受けずに工事を実施した場合には、後続の給水装置工事を手続きし承認されるまでの間、工事用（臨時用）料金適用とし、工事申込み、給水装置の是正工事等、水道局の指示に従います。水道局の指示に従わない場合には、小田原市水道給水条例に基づき給水を停止されても異議申し立てをいたしません。

また、当該給水装置について売買契約等により所有者変更がある場合にも、上記誓約のすべてを継承します。

給水装置設置場所 小田原市

給水装置事業社名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

給水装置工事申込者 住 所

氏 名 印